

社民党

1, 衆議院 0 人（男性 1 人） 0% / 参議院 1 人（男性 0 人） 100%

2, ・小選挙区における女性の人数と割合 5 人 50%

・比例区における女性の人数と割合 8 人 57%

・引退議員の人数及び性別と、その後任の候補予定者の性別 1 人(男) 後任は男

3,

i 男女の候補者の数の目標を設定していますか。

→ はい 2021 年秋衆議院議員選挙より 50%目標

ii セクシュアルハラスメント・マタニティハラスメント等への対策がありますか。

→いいえ セクハラならびにマタハラを相談できる窓口の設置など対策を検討して参ります。

iii この法律について、党内で研修や勉強会などに取り組みましたか。

→はい 今後も党内にて研修等を行っていく予定です。

iv その他、

→・党則にて「クオータ制の原則」を規定し、2006 年 2 月 12 日より施行。女性の政治参画を推進するため、各議会の候補者などに女性の一定比率を保証するよう努力義務を課している。

・国政選挙候補者の女性比率を 50%とすることを 2021 年 2 月 21 日実施の「第 11 回全国代表者会議」にて採択。

4,

i

→選択的夫婦別姓制度を積極的に進めていく。

選択的夫婦別姓制度の実現は、社民党の重点政策のひとつであり、民法を早期に改正し実現していきます。

ii

・不同意性交等罪の創設について

→賛成

現行刑法では強制性交等罪が成立する要件として「暴行・脅迫を用いた」ことの立証が求められます。性暴力の恐怖により被害者は心身が麻痺して抵抗できない状態に追い込まれており、性被害の泣き寝入りを防ぐために賛成です。

・性的同意年齢の 16 歳への引き上げについて

→賛成

現刑法での性的同意年齢 13 歳から引き上げすべきです。

・地位関係性利用型性犯罪規程について

→必要

地位を利用して同意を得たという形で性被害を犯罪化できないのでは、性被害者が泣き寝入りとなってしまいます。また、とりわけ地位を利用した性被害が起きやすい学校、企業にて、犯罪規程とすることで各人が安心して活動できる社会を創れます。

iii

→女性はもとより働く女性全体の半分が非正規労働者で、賃金が男性よりも3割ほど低い賃金格差があります。さらには家事・育児がいまなお女性の負担に偏っています。

このような背景の女性がコロナ危機の影響を最も受けました。労働はより不安定となり、さらには一斉休校や外出自粛等により家庭の負担が増しました。

コロナ危機の女性の貧困を改善するためにも、保健、医療、福祉、教育、労働など関連施策の有機的な連携が必要です。自殺の危機にある人が速やかに助けを求められるよう行政、民間の相談窓口を抜本的に見直します。

ひとり親、低所得世帯の収入減は、子どもの成長や教育などにも影響を及ぼしかねない問題です。生活支援特別給付金を追加給付します。

上記のようにコロナ危機対策にジェンダーの視点を取り入れます。

5,

→見直しが必要

まずは「政治分野における男女共同参画推進法」をさらに改正し、各政党が女性候補者の割合について数値目標をつくることを「努力目標」から「義務」にします。

長期的には現行の「小選挙区比例代表並立制」を見直していきます。